

金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、要支援者の利用を援助する成年後見制度利用支援事業（以下「利用支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用支援事業の内容)

第2条 利用支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 金武町長による成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱（以下「審判請求要綱」という。）に基づき、町長が行った審判請求で選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」という。）の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付
- (2) 町長以外の者が行う審判請求費用及び当該審判請求により選任された成年後見人等及び成年後見監督人等の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付

(審判費用の助成)

第3条 町長は、次の各号のいずれにも該当するときは、その申請により、予算の範囲内で、当該審判費用の全部又は一部について助成金を交付することができる。

- (1) 要支援者が審判請求要綱第2条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当し、かつ、審判請求要綱第2条第2項のいずれかに該当する者
 - (2) 審判請求者が生活保護法（昭和25年法律第114号）による保護を受けている者、又は市区町村民税非課税である者
- 2 前項第2号に定める者の他、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
 - 3 審判請求費用の助成金額は、審判請求に係る収入印紙、郵便切手代、登記印紙代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定料等の実費額とする。

(報酬の助成)

第4条 町長は、審判請求要綱第2条の規定により町長が行う審判請求又は前条に規定する町長以外の者が行う審判請求により、審判請求要綱第6条第1号、第2号又は第

5号に掲げる審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が、次の各号のすべてに該当するときは、成年後見人等及び成年後見監督人等の申請により、予算の範囲内で、助成金を交付することができる。ただし、申請の時点において、当該成年被後見人等の預貯金、有価証券、保険契約等の即時現金化が可能な要支援者の資産の合計額が45万円以上である場合は、報酬の助成を行わないものとする。

(1) 成年後見人等及び成年後見監督人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から報酬を付与する審判（以下「報酬付与の審判」という。）を受けた者

(2) 生活保護法による被保護者又は助成金の交付を受けなければ成年後見人等及び成年後見監督人等に対する報酬の支払が困難であると認められる者

(3) 成年後見人等または成年後見監督人等が次のいずれにも該当しない者

ア 当該成年被後見人等の配偶者

イ 当該成年被後見人等の四親等以内の親族

2 前項の助成金の額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額とし、次に掲げる額を上限とする。

(1) 在宅 月額28,000円

(2) 入所または入院 月額18,000円

3 助成金の算定を行う場合において、1か月に満たない日数があるときは、日割り計算により算出するものとする。この場合においては当該算出した助成額に100円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てるものとする。

4 成年後見人報酬に係る助成の対象者については、成年後見監督人等が選任されている場合、第2項に規定する助成上限額は、成年後見人等及び成年後見監督人等のそれぞれについて適用する。

(審判請求費用と報酬の助成)

第5条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、報酬付与の審判の確定日から60日以内に、金武町成年後見等開始審判請求に要する費用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 後見等開始申立書の写し

(2) 成年被後見人等の財産目録の写し

- (3) 成年被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 申立費用の領収書の写し等の必要経費を証明する書類
- (5) 申立人の非課税証明書又は生活保護証明書
- (6) 代理人又は成年後見人等が申請する場合は、代理人又は成年後見人等であることを証明する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 報酬の助成を受けようとする成年後見人等及び成年後見監督人等は、審判の確定日から60日以内に、金武町成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 成年後見人等に対し報酬付与を認める家庭裁判所審判の写し
- (2) 成年被後見人等の財産目録の写し
- (3) 成年被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 後見事務報告書の写し
- (5) 活動内容が記載された報告書（任意様式）
- (6) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項または第2項の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び助成額を決定し、金武町成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

4 後見等報酬助成金の申請は、1年に1度行うものとし、助成の対象となる期間は、12月を超えない期間とする。

（成年被後見人等死亡後の助成）

第6条 成年被後見人等が死亡した場合において、成年後見人等及び成年後見監督人等であった者は、前条第1項の規定による後見等報酬助成金の申請をすることができる。この場合において、助成の対象となる期間は、12月を超えない範囲とする。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び助成額を決定し、交付決定通知書により、当該申請をした審判請求人又は成年後見人等若しくは成年後見監督人等に通知するものとする。

3 前項により決定する助成額は、死亡後の必要な支払いを済ませた上で、成年被後見

人等の財産として残った現金及び預貯金を成年後見人等の報酬に充当してもなお不足する金額とし、第4条第2項に定める額を上限とする

(助成金の請求)

第7条 助成金は、第5条第3項及び前条第2項により助成金の交付が決定された審判請求人又は成年後見人等若しくは成年後見監督人等は、当該決定された助成金を請求することができる。

2 前項の請求は、交付決定通知書の日から30日以内に金武町成年後見制度利用支援事業助成金(審判請求費用・報酬)請求書(様式第4号)(以下「請求書」という。)により、行わなければならない。

(助成金の支給)

第8条 前条の規定により交付決定された審判請求費用、報酬の支給は、請求書を受領した月の翌月末日までに、請求書記載の口座へ振り込むものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第9条 助成金の交付を受けている成年被後見人等の成年後見人等及び成年後見監督人等は、当該成年被後見人等の資産の状況の変動または生活状況の変化があったときは、金武町成年後見制度利用支援事業助成金(変更・中止)届(様式第5号)を提出し、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 町長は、当該申請者が、次に該当するときは、助成金の全部又は一部を交付しないものとする。また、既に交付した助成金については、期限を定めて金武町成年後見制度利用支援事業助成金返還命令通知書(様式第6号)によりその返還を命ずることができる。

(1) 成年被後見人等の資力の回復その他の事情の変更により助成が不適當であると認められるとき。

(2) 成年後見人等が、前条の金武町成年後見制度利用支援事業助成金(変更・中止)届(様式第5号)を提出する義務を怠ったとき。

(3) その他不正の行為があると認めたとき。

(台帳整備)

第11条 町長は、次に掲げる書類等を作成し、常にその記載事項について整理してお

かなければならない。

(1) 金武町成年後見制度報酬助成金支給台帳（様式第7号）

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年8月12日から施行する

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

金武町成年後見等開始審判請求に要する費用助成申請書

年 月 日

金武町長 殿

(申請者) 住 所
氏 名
対象者との続柄
連絡先

金武町成年後見等開始審判請求に要する費用助成金の交付を受けたいので、金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

尚、助成金の交付の審査のため、担当課の職員が申請者（申立人）の課税台帳を閲覧することに同意します。

記

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
申立人	氏名			
	住所			
申立費用	<input type="checkbox"/> 切手・収入印紙・住民票等			円
	<input type="checkbox"/> 診断書費用			円
	<input type="checkbox"/> 鑑定料			円
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			円

添付書類

- (1) 後見等開始申立書の写し
- (2) 被後見人等の財産目録の写し
- (3) 被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 申立費用の領収書の写し等の必要経費を証明する書類
- (5) 申立人の非課税証明書または保護証明書
- (6) 代理人又は後見人等が申請する場合は、代理人又は後見人等であることを証明する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

金武町成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

年 月 日

金武町長 殿

住 所
後見人等氏名 印
連絡先

後見人等の報酬助成金の交付を受けたいので、金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被後見人等	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
成年後見人等	氏 名	
	住 所	
	後見人 の内容	後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 後見監督人 ・ 補佐監督人 ・ 補助監督人
申 請 額		円
家庭裁判所が決定した報酬額		円

添付書類

- （1）後見人等に対し報酬付与を認める家庭裁判所審判の写し
- （2）被後見人等の財産目録の写し
- （3）被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- （4）後見事務報告書の写し
- （5）活動内容が記載された報告書（任意様式）
- （6）その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

金武町成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書

殿

金武町長 印

年 月 日付けで申請のありました後見人等の助成金については、下記の通りに決定いたしましたので、金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

被後見人等氏名		
後見人等氏名		
決定内容	□支給	審判申立費用 円
		報酬助成額 円
		報酬助成期間 円
	決定理由	
	□不支給	決定理由

助成条件

- (1) この助成金は、成年後見等開始審判申立に要する費用、又は後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。
- (2) 金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱を遵守すること。

金武町成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用・報酬）請求書

年 月 日

金武町長 殿

（申請者）住所

氏名 印

電話番号

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった金武町成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書について、金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 条第 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先口座

口座振込依頼欄	銀行			本店	種別	口座番号				
	農協			支店	1 普通					
	信用金庫			出張所	2 当座					
	金融機関コード			店舗コード	フリガナ					
					口座名義人					

※報酬助成の場合、口座名義人は成年被後見人の口座とする。

金武町成年後見制度利用支援事業助成金支給（変更・中止）届

金武町長 殿

住 所
後見人等氏名
続 柄
連絡先

下記のとおり被後見人等の状況に変更が生じたので、金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

被後見人等氏名		生年 月日	年 月 日
届出内容	変 更 ・ 中 止		
変更・中止 の年月日	年 月 日		
変更内容	変更前		変更後
中止の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 成年後見等開始の審判の取消し <input type="checkbox"/> その他（ ）		

添付書類

(1) 変更又は中止があったことを確認できる書類

第 年 月 日 号

金武町成年後見制度利用支援事業助成金返還命令通知書

殿

金武町長 印

金武町成年後見制度利用申請事業実施要綱第 10 条の規定により、下記のとおり、交付した助成金の（ 全部 ・ 一部 ）を返還するよう通知します。

記

被後見人等氏名	
後見人等氏名	
返 還 金	金 円
返 還 理 由	下記の理由が、金武町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 10 条第 号に該当するため。 (理由)
備 考	

